平成３０年（フ）第２８４３号
東京都中野区中野１丁目20―７―203
債務者　日野　竜也
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８４４号
東京都調布市布田４丁目10―12―201
債務者　石塚　えり
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７７６号
横浜市青葉区すみよし台２番地27　グリーンピア青葉台Ⅱ　103
債務者　関　　重徳
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６４号
静岡県浜松市中区新津町174番地　グランコート助信403号
債務者　田地野　強
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１６９号
盛岡市名須川町22番３号
破産者　株式会社岩手土木コンサルタント
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４号
横浜市鶴見区豊岡町20番７号
破産者　医療法人社団友貴会
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４２９号
名古屋市千種区四谷通り３丁目６番地
破産者　株式会社燎原愛知
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５６号
岡山市北区津高771番地４　メゾンエトワール12号室、旧住所岡山市北区津島笹が瀬４番26号　303
破産者　藤村　一男
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１２号
岡山市南区東畦59番地76、旧住所岡山市南区箕島1021番地
破産者　野海　輝雄
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９２号
愛媛県伊予市下唐川甲88番地２
破産者　天裕建設株式会社
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４７号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目６番17号
破産者　有限会社アイオイ事務機
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１８２２号
福岡市早良区有田６丁目２番21―105号
破産者　金子かおり
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２４号
秋田県大仙市大神成字前田９番地、前住所茨城県土浦市中神立町12番地２　ウィンリバーハイツＣ102号室
破産者　髙橋　孝則
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１３４号
長野県北安曇郡白馬村大字北城4683番地２
破産者　丸山　勝也
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１００号
茨城県守谷市中央２丁目３番地４　アルカザールⅡ　101
破産者　勝俣　達哉
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
埼玉県春日部市緑町２丁目10番20号　グリーンフォーレストＡ201号
破産者　高橋　昭宏
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
静岡県伊豆の国市四日町282番地の10
破産者　河野　剛已
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係